

日本労働年鑑 第26集 1954年版

The Labour Year Book of Japan 1954

第一部 労働者状態

第一編 労働人口の構成

第二章 雇用労働者

就業者の従業上の地位別区分における「一般の雇用者」および「国、地方公共団体及び進駐軍の雇用者」とは、「店舗、会社、団体の事業またはその他の法人等にやとわれて賃金・給料を受けている者」および「国、都道府県、市区町村及び進駐軍にやとわれているすべての雇用者」をいい、仕事の種類、職階の如何を問わない。したがって、これには銀行や法人、組合等の頭取、社長、支配人、重役その他のいわゆる「会社及び団体の役員」のほか、官公庁勤務者では高級官吏等も含まれる。しかし、その大部分は無産者であつて、それぞれの生活は自己の勤労または労働力の提供にもとづく賃金・給料その他これに準ずる報酬によつて維持されるものと考えられるので、この「雇用者」数によつて、わが国における雇用労働者の大体の大きさ、その構造を知ることができる。

雇用者数

雇用者は一三九六万七〇〇〇人で、就業者総数中の三九・三%に当る。そのうち男子一〇三五万七〇〇〇人、女子三六一万人で、両者の割合は男子七四・二%に対し女子二五・八%である。また、雇用者の就業時間別にみると第14表の通りである。

雇用者の職業別数

従業上の地位は各人の身分関係をあらわすものであるからして、産業の種類の場合よりも、職業の種類とは密接なつながりがあつて、機業の種類によつては、その人の従業上の地位がほとんど一定してしまう場合がある。就業者の職業別数における雇用者の割合をみると、事務従事者は九九%までが雇用者で、採鉱・採石作業従事者も九七・五%で雇用者の占める割合が圧倒的に多い。

これに次ぐのが運輸的職業(八七%)、専門的職業(八二%)、サービス業(七七%)、管理的職業(七六%)、生産的労働者(七一%)で、一方、販売業者は二四%、農林水産業従事者に至つては僅かに五%にすぎない。

雇用者の産業別数

雇用者を第16表によつて産業別にみると、製造業における雇用者数が四四一万三〇〇〇人で最も多く、全雇用者数の三一・六%を占め、次いでサービス業一四・七%、運輸、通信その他の公益事業一二・二%、公務一〇・八%、卸売及び小売業九・九%の順に多い。

農業における雇用者は雇用者総数中の三・八%にすぎないばかりでなく、農業就業者中における比率も僅かに三・三%で、農業労働力としては極めて小さな意義しかもつていない。

雇用者の年齢別数

雇用者の年齢別数は第17表の通りである。

雇用者の「一般の雇用者」、「国、公共団体及び進駐軍の雇用者」別数 雇用者の「一般の雇用者」、「国、公共団体及び進駐軍の雇用者」別数は第18表の通りである。この表では官公庁の非現業職員はもちろん公務に含まれるが、現業庁、作業庁の現業職員は、その現業庁、作業庁が行っている事業の種類によって、それぞれの産業に分類されている。

なお、国家公務員数と地方公務員数とを行政管理庁および地方自治庁の資料によつてみると、第19・20表ごとくである。いずれも常勤職員のみのものであつて、別に地方の臨時非常勤職員数は都道府県三万七四三八、市町村四万六一五七と概算されているが、実数はこれを上廻るものと考えられる。国家の臨時・非常勤職員数は捕捉されていない。次に行政機関定員法による各省職員および保安庁法による保安庁職員数を示す。

総	理	府	五八、二二八
法	務	省	四四、八五四
外	務	省	一、五八一
大	蔵	省	七六、〇九八
文	部	省	六三、〇七一
厚	生	省	四六、二七八
農	林	省	七七、五九七
通	商	業	一四、二五〇
運	輸	省	二六、四〇八
郵	政	省	二四九、六九四
労	働	省	二〇、一九二
建	設	省	一〇、八〇六
保	安	庁	一一九、九四七
保	安	官	一一〇、〇〇〇
警	備	官	七、五九〇
其	他	の	職
員			二、三五七

以上を一九五三年度末予算に計上された予算定員によつてみると、一般会計四二万〇六八五人、特別会計四七万八五一七人、政府関係機関四八万七五六三人、外に警察予備隊一一万〇七六人となつている。すなわち警察予備隊を除く一般会計、特別会計の公務員と政府関係機関の準公務員の合計は一三八万六七六五人で、定員整理前の五一年一〇月に比較すると、八万三九三一人の減少になつている。

日本労働年鑑 第26集 1954年版

発行 1953年11月20日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

****年**月**日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1954年版(第26集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)